

1 月 NEWS

① 税制情報

平成 26 年 12 月 30 日、平成 27 年度税制改正大綱が公表されました。
中心は、「法人税の減税」、「消費税 10%増税の延期」、「住宅取得等資金贈与の非課税枠の拡大等」、「マイナンバー関係」です。以下、主な平成 27 年度税制改正の大綱の概要を記載致します。

【所得税】

- ① ジュニア N I S A（未成年者向け非課税口座）の創設
- ② N I S Aの年間投資上限額の引上げ（100 万円→120 万円）
- ③ 国外転出者の株式・デリバティブへの課税

【法人税】

- ① 法人税率引下げ
現行 25.5%→23.9%
平成 27 年 4 月 1 日開始事業年度から適用
中小法人の軽減税率の特例(所得のうち年 800 万円以下の部分に対する税率 19%→15%) の適用期限は 2 年延長
- ② 青色欠損金の繰越控除額の限度額の段階的引下げ
現行 80%→65%→50%
中小法人等についてはそのまま
- ③ 受取配当金の益金不算入制度の見直し
- ④ 外形標準課税の拡大
付加価値割には所得拡大税制を導入

【消費税】

- ① 10%増税時期の変更
引上げ施行日→平成 29 年 4 月 1 日
経過措置指定日→平成 28 年 10 月 1 日

【相続税・贈与税】

- ① 住宅取得等資金の贈与の延長・拡大
上限は 1,500 万円へ（一定の住宅用家屋）
消費税 10%となる家屋は 3,000 万円（一定の住宅用家屋）
適用期限は平成 31 年 6 月末まで
※なお、上記非課税限度額は契約締結期間により異なります。

- ② 結婚・子育て資金の贈与の特例の創設
1,000 万円まで非課税
結婚費用、妊娠・出産・子供の保育料等

【その他】

- ① マイナンバー利用による住民票等の提出省略化
② 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の上限引き上げ
③ 自動車取得税、自動車重量税の見直し
④ 非居住者の金融口座の情報自動交換制度の整備

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 27 年度税制改正大綱」を参照して下さい。

②1 月の主な税務

1 月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
1 月 13 日	12 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1 月 20 日	納期の特例適用者の源泉所得税の納付（7 月～12 月徴収分）
2 月 2 日	11 月決算法人の確定申告
	2 月、5 月、8 月、11 月の決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5 月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が 400 万超の 2 月・5 月・8 月決算法人・個人事業者の 3 ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が 4,800 万超の 10・11 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 ヶ月ごとの中間申告（9 月決算法人は 2 ヶ月分）
	所得税の法定調書及び同合計表の提出 給与支払報告書の提出
	固定資産税の償却資産の申告

③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、多くの方々にご支援頂き、心より感謝申し上げます。

本年も充実した一年となるよう更なる努力をしてみたいと思いますので、ご指導の程、宜しく
お願い致します。皆様の益々の御多幸、御繁栄をお祈り申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

緒方 健